

(様式第3号)

高校生・公務員等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書

市区町村  
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

丹波篠山市長 様

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

※支給対象となる児童(平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれの児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
2			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
3			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
4			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
5			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点(10月1日以降に支給対象となった児童については申請時点)の状況を選択してください。

※結婚している場合は支給対象外となります。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、丹波篠山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、丹波篠山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 丹波篠山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、丹波篠山市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、丹波篠山市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)

#### 4. 受取方法

下記に給付金の振込先金融機関口座を記入してください。(※「1. 申請者」以外の口座へは振込できません。)

##### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

#### 提出書類

##### 【共通】

- 「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書」(本書) ※必要事項を記入してください。
- 申請者の本人確認書類の写し(申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)など)
- 振込先金融機関口座確認書類の写し(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード)

##### 【公務員の方】

- 対象児童が中学生以下の場合、令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く本則給付)を受給していることが分かる書類(令和3年9月分の児童手当の受給が分かる支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年10月の給与明細の写しなど)  
※上記書類が提出できない場合は、勤務先にて下記の公務員児童手当受給状況証明欄に証明してもらって下さい。

##### 【対象児童と別居している方】 ※丹波篠山市内で別居している場合は不要

- 別居している対象児童の住民票(発行後3カ月以内の原本又は写し)  
※対象児童が属する世帯全員の続柄が確認できるものをご提出ください。

##### 【その他】

- ◎ 申請者及び配偶者の所得が丹波篠山市において確認できない場合、後日、令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書の提出をお願いする場合があります。

※ 以下の証明欄は、申請者が所属庁から児童手当(特例給付を除く本則給付)を受給している公務員の方であって、令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く本則給付)を受給していることが分かる書類を用意できない場合のみご使用ください。

#### 公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請者は記入しないでください。

※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

証明欄 附番

--

申請内容は相違なく、表面の申請者は、表面\_\_\_\_\_人の対象児童に係る令和3年9月分(9月以降生まれの児童は10月分以降)の児童手当(特例給付を除く本則給付)の受給者であること、および児童手当額の算定(支給対象児童の出生順位の確認)のため表面\_\_\_\_\_人の児童(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の養育者として認定されていることを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号